

令和3年度
監査計画書

巨理町監査委員

令和3年度 巨理町監査計画

巨理町監査基準第7条に基づき、令和3年度監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

改正地方自治法の施行により、令和2年4月1日から監査基準に基づく監査が法定化され、新たに策定した巨理町監査基準により監査等を実施する。

監査等の実施にあたっては、町の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保するため、巨理町監査基準に基づいた監査等を実施するものとする。

2. 実施する監査等の種類

(1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として実施する。

(2) 随時監査（工事等）（地方自治法第199条第1項及び第5項）

町の事務事業の執行に係る工事を対象に、契約方法の妥当性を含め設計基準及び施工業務、監督業務について事務手続きが適法・適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

町が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を行っている団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼として実施する。

(4) 例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項)

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する。

また、毎月の町財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

(5) 決算審査 (地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項)

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施する。

(6) 基金運用審査 (地方自治法第241条第5項)

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確實かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。

(7) 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する

法律第3条第1項及び第22条第1項)

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として実施する。

3. 監査等の実施予定時期及び対象

(1) 実施予定時期及び対象

各監査等の実施予定時期及び対象は次の表のとおりとする。

監査等の種類	実施予定時期	対象
定期監査	11月	荒浜小学校・長瀬小学校・荒浜中学校・逢隈中学校・荒浜地区交流センター(勤労青少年ホーム・荒浜公民館・荒浜体育館)・逢隈地区交流センター(働く婦人の家・逢隈公民館・海洋センター体育館)・学校給食センター・図書館・郷土資料館(文化財含む)・亘理保育所・荒浜保育所・荒浜児童館・高屋児童クラブ
	12月	総務課(選挙管理委員会含む)・財政課・企画課・税務課・町民生活課・会計課・健康推進課・福祉課・長寿介護課
	1月	子ども未来課・農林水産課・商工観光課・上下水道課・都市建設課・施設管理課
	2月	教育総務課・生涯学習課・農業委員会・議会事務局

